

議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。

11番茅根猛君の発言を許します。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） おはようございます。11番の茅根猛でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので，通告順に従い，早速質問に入ります。本日は，6点について質問，提起を行いますので，市民サイドに立った真摯なご答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

まずその1点目でございます。税収の確保についてご質問をいたします。

国の三位一体改革の税源移譲に伴いまして，各市町村に配分される交付税は，その税源移譲提示額をほとんど徴収したものとみなして算定されているため，市独自で十分な税収を確保できなければ，交付税削減の影響を含め，さらに財源不足に陥る懸念もあり，皆さんの多種多様な要望にこたえられない状況となります。当市においても，その地方交付税は，平成15年の三位一体改革前と比較して約10億円の減となっており，自主財源の確保は必須の政策であると考えます。特に19年度は，所得税から個人住民税への税源移譲により，税率引き上げが6月から実施され，当市への移譲額が約5億2,000万円となります。さらに，県民税分を加えると，約13億4,000万円を新たに市民税に賦課し，徴収することになります。

そのような中，どの自治体においても，いかに自主財源を確保し，財政の健全化を進めるかと腐心している状況にあります。市民税はもとより，国民健康保険税，介護保険料，市営住宅使用料，保育料，学校給食費，水道料等々の悪質滞納者，あるいは常習滞納者，高額滞納者に対する滞納税等収納対策に力を傾注しているところであります。県においては，危機的財政再建に向け，市町村が徴収する個人県民税の徴収率の低い市町村への県補助金の削減を検討しております。一方で，市町村によっては，収納対策部門の設置，あるいは全庁的な徴収体制の構築など，その対策を余儀なくされている状況にあります。

私は，3月の定例議会において，税の持つ公平・公正さ，これらを保つためにも，悪質滞納，常習滞納，高額滞納者などの滞納対策に関する提言を行い，議論の中で，より体制的に，より効率的に取り組んでいくとの認識合わせを行ったところであり，そのときの市長答弁においても，名寄せ等を行い，ばらばらに滞納整理をするのではなく，データの一元化を図りながら，効率的な滞納整理に努めていく。加えて，手段・手法についてもこれを見直し，検討していくとの見解が示されたところであります。その後，公式，非公式を含め，再三滞納整理施策の充実を求めてきたところであります。

今回，9月4日の新聞報道にあるように，あるいは先般の市長のごあいさつにもあるように，市税，使用料の徴収強化策としての収納対策本部が設置されました。私は，従来の主張からいえば，そのこと自体については賛意を表しているものであります。したがって，その全庁的な組織活動の充実に期待をしている1人であります。その上に立って，次の諸

点について伺います。

1つは、今回にわかに収納対策本部を設置した経緯とその体制についてであります。

2つ目は、副市長を本部長としたとありますが、組織的、横断的な指導・助言・すみ分け等々、定期的な滞納対策の把握・指導・指示の統括等はどのように考えているのか。

3つとして、一方で、市税等と使用料等、各部門の徴収体制、徴収の具体的取り組み、取り扱いの温度差についてどのように改善していくのか。

4つ目、次の市税・使用料等の滞納状況と具体的対策及び実施状況について明らかに願いたいと存じます。市民税、国保税、介護保険料、市営住宅料、保育料、学校給食費、水道料、下水道料についてお願いをいたします。なお、その際、納めたくても納められないなど、真にご苦労されている方もおるわけであります。この方々への対応に当たっては、弾力的応分の対応をすることは論を待たないところであることを、付言しておきたいというふうに思います。

2つ目に入ります。難病患者に対する見舞金制度の創設等についてであります。

ご承知のとおり、難病とは、原因が不明で治療法が確立されておらず、後遺症を残すおそれのある疾病であります。そして、経過も慢性化し、指定専門病院への入院、通院などの経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が大きいことに加え、精神的にも負担が大きい疾病であります。

なおかつ、平成16年より、難病である特定疾患、45疾患あるわけでありますけれども、この疾患は、重症者を除き、所得に応じ医療費自己負担となりました。しかし、多くの難病患者は、収入を得るために働きたくても働けずにいるのが実情であります。これらの中から特に指定された難病を特定疾患として、現在、調査、治療研究がなされています。現在、この対象疾患として、皆様ご案内のとおり、パーキンソン病、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎など45種類が指定されております。

それらの状況を踏まえ、また、難病患者の経済的負担を和らげ、自立と社会参加を促進する立場から、栃木県、群馬県は全市町村が、そして、茨城県内市町村においても26の市町村が、そして、昨日の新聞にも、来年度から水戸市が前向きな導入を検討しておるといった報道がございました。その他、数市町村においても検討中と聞いております。

現在、大宮保健所管内において725名の特定疾患者がおり、そのうち常陸太田市内においては212名の疾患者となっております。当市においては平成12年3月6日に、「難病患者に対する見舞金制度の制定に関する請願書」が議会採択されました。その後の状況把握と検討が十分されてきているとは言いがたいものと指摘せざるを得ません。私は、特定疾患者の症状と苦悩をお聞きする中で、治療や検診を受けるために、指定された病院への通院、入院の経済的負担、そして、家族を含めた精神的苦痛を少しでも軽減する観点から、行政として見舞金制度の創設をすべきと強く願い、訴えをするものであります。

そこで、3点伺います。

1つは、平成12年3月6日、議会採択された「難病疾患に対する見舞金制度の制定

に関する請願書」について、その後の具体的検討、扱いはどのようになっているのか。

2つ目が、特定疾患治療研究事業等の事業実施主体は県となっております。しかし、市内の難病患者212名の見舞金創設などの環境整備についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

3つ目、難病患者等に対する居宅生活支援事業について、大宮保健所としては、関係市町村は積極的に取り組んでいただきたいと述べられておりました。本市としての具体的方策を示すべき時期にあるというふうに考えます。この辺についてお伺いをいたします。

なお、本件に関する見舞金という名称については、県外・県内においても使われております名称であります。本来は、本件の趣旨から福祉手当というふうに、私自身理解をさせていただきます。

大きい3点目、県道・市道の道路改良についてであります。

懸案となっていた常陸那珂港山方線の仮称木島橋の供用開始が平成20年度末の見通しが立ったことには、周辺住民はもとより、今後の通勤、流通、観光客の入り込み等々、地域の振興上大きな期待を持って待ち望んでいるものと考えます。しかし、その県道常陸那珂港山方線は、いまだ3カ所が未整備状況となっており、安全対策上も含め、10年来の周辺住民の悲願、要望となっております。本市としても、重要な広域的幹線道路としての認識を持って、早期着工に向け、より一層の対応をすべきであると考えます。

この際、特に常陸那珂港山方線周辺の懸案となっており、また、安全対策上等、早期の対策が必要な県道・市道の改良についてそれぞれ提起しますので、実現に向けてより一層の努力を強くお願いするものであります。

1つは、県道常陸那珂港山方線についてであります。そのうちの仮称木島橋の架設状況と、アクセス道路としての小島町地内の道路整備見通しであります。2つ目が、上宮河内、下宮河内地内の整備状況であります。3つ目が、宮の郷工業団地から中利員町までの道路改良に対する認識と、今後の取り組みについてであります。

大きい2つ目が、県道29号線、棚谷町地内の曲がりくねった狭隘道路の側溝等安全対策についてであります。

大きい3つ目、市道についてありますが、1つは、高柿千寿線の道路改良についての今日までの経過と今後の具体的展望についてであります。2つ目が、県道南中学校入り口から南中学校門の狭隘道路の整備見通しと、幼・小・中学校生徒の安全対策上の、県道への信号機設置についてであります。

大きい4番目に入ります。環境バッグについてであります。

地球温暖化が声高く論じられ、平成17年の京都議定書発効により、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という構造は見直しを迫られ、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた取り組みとして、環境技術の開発・普及やごみ分別の徹底による廃棄物の減量化・リサイクル化、太陽光などの自然エネルギー活用等への対応が重要となってまいります。したがって、行政の環境政策はもとより、個人レベルでの一層の意識改革と、その運動の

推進が求められております。

それらの一環として、今回、環境バッグが配布されたところではありますが、より効果的に、そして日常生活の中で、販売店を含め、根差したものとしたいとの観点から、次の事項について見解を伺いたい。

1つが、市内の交付状況とその意義、意識づけの対策はどうしたのか。

2つ目、これの実施に伴う店舗等との事前連携はどうされたのか。

3つとして、レジ袋の削減等検証はどうしているのか。

4つ目、マイバッグ、いわゆるノーレジ袋デー等の推進はどうされるのか。

大きい5つ目、住宅用火災警報器の設置についてであります。

改正消防法が18年6月施行されたのに伴い、熱や煙を感知してブザーなどで知らせる火災警報器の一般住宅への設置に向け、全国自治体の約99%が条例を制定し、取り組んでいるところであります。これらは、住宅火災による死者数が年々増加傾向にあり、その住宅火災による死者の過半数は高齢者となっているもので、今後の高齢化の進展に伴い、さらなる増加が心配されることなどから、法施行されたものと理解をしております。

それらを踏まえ、他市町村によっては、経費はかかるが人命にはかえられないなどの立場から、段階的対策として、1つは、火災警報器の住宅用世帯に1個ずつ無料配布、あるいは70歳以上の高齢者だけで住む世帯に無償で設置するなど、改正消防法に沿った具体的対応がなされている状況にあります。当市においても、18年6月の改正消防法施行に伴い条例改正を行っており、具体的展望を持って対応策を講じているものと理解しますが、いかがですか。次の諸点について見解を伺いたいと思います。

1つは、改正消防法及び条例改正後の市民への認識浸透策と、具体的対応についてであります。

2つ目が、当市の条例改正により、20年6月まで設置の猶予を設けた既存住宅への具体的展望についてであります。

3つ目が、市内の取りつけ状況及び過去5年間の市内の火災発生状況等についてであります。

4つ目が、当面の段階的措置として、70歳以上の高齢者だけで住む世帯への配布・設置についてであります。

最後に6点目、少子化対策についてであります。

核家族や晩婚化が進行する中で、妊娠、出産や子育てへの不安が社会問題となり、地域で安心して子供を産み育てられる環境を整えていくことが急務となっております。現在、1人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率は1.32と6年ぶりに上昇したものの、長期的な少子化傾向は変わっていないと言われております。ちなみに、当市においては1.13と、さらに深刻な状況にあることは現実であります。

当市としても、その少子化対策については、次世代育成支援地域行動計画、あるいは第5次総合計画のストップ少子化若者定住戦略によって、さまざまな支援の充実強化が図ら

れていると理解しているものの、本市においても、他市町村と同様に、年々子供の数が減少してきております。少子化が進行する背景には、都市化、核家族化への進行や、女性の就労増大などによる母親の子育てへの不安感・負担感の増大、仕事との両立に伴う負担感の増大、また、育児休業が容易に取得できないことを初めとした、家庭より職場優先の雇用環境など、さまざまな要因が挙げられると考えます。

それらの要因の緩和を図りながら、安心して家庭を持ち、子供を産み育てることが出来る環境づくりを、今日時点、行政として、地域社会との連携を高め、積極的に取り組んでいかなければ、少子化対策の原点が成り立たないとさえ理解をしております。そのような立場から、次の諸点について伺います。見解を明らかに願いたいと存じます。

1つは、本提起に関する本市としての見解についてであります。

2つは、いばらき出会いサポートセンターとの連携、及び市内における出会いサポート体制と運営状況についてであります。また、今年度から法人委託で実施している結婚推進の研修、交流会等々の実施状況についてであります。

3つ目は、県が今年度秋ごろから、企業あるいは店舗等と連携した家族優遇制度に取り組むとしておりますが、市としての連携と準備はどのようになっているのか。

4つ目は、市内企業等との子育て支援企業の連携はどのように対応していくのか。

5つ目は、若者定住、いわゆる少子化対策でございますけれども、これらを展望した企業誘致活動の体制と具体的展望について、また企業立地促進法に基づく対応策、いわゆる協議会設置を含めた対応策についてお伺いをしたいと思います。

以上6点について、ご質問させていただきました。真摯なご答弁をぜひお願いしたいと、1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 税収の確保につきまして、お答えを申し上げます。

税及び使用料等につきましては、住民負担の公平・公正を保つ上からも、そしてまた財源の確保の点からも、収納率の向上を図ることが強く求められている状況下でございます。このため、本年4月の組織機構の見直しにおきまして、市税や住宅使用料に係る収納体制の強化をいたしてまいったところでございます。しかしながら、議員ご発言のとおり、各部課における徴収対策、あるいは具体的取り組み等にばらつきがあるのも事実でございます。また、加えまして、税法改正に伴います市税等の滞納の増加も懸念される状況下でございます。

3月の定例市議会におきまして、議員から滞納対策に関するご提言をいただき、さらに平成18年度決算におきましても多くの収入未済額がありますことから、税及び使用料等を所管する関係課をもって、滞納整理に関する調整会議を開催いたしまして、滞納状況及び課題等の報告、協議を行いますとともに、副市長を本部長といたしまして関係部課長20名で組織をいたします、市税等の収納対策本部を設置したところでございます。対策本

部には、本部会議のほか担当課長会議を置きまして、定期的を開催する中で、関係課が滞納者に係る情報の共有化を図り、共通認識に立って収納対策を進めることとした次第であります。

各課の徴収対策、あるいは取り組み方等につきましては、その温度差があるのは事実でございます。それぞれの課が持っております滞納対策、収納率アップについてのノウハウを、それぞれの部門にTTをしながら、そして、それぞれの部門の責任において、まずは収納率の向上を図るという考え方で進めてまいり所存でございます。これに伴いまして、滞納整理に係る基準や手順等を定めることも必要になってまいります。そして、各課が滞納整理の具体的計画を立てて、また、必要に応じては条例等の見直しをしながら、滞納者に対しまして厳正に対処してまいりたいと考えます。そのことによりまして、財源の確保に努めていきたいと思っております。

それぞれの部門の現状につきましては、担当部長よりご答弁を申し上げます。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 税収の確保についての中の、市民税の滞納状況と具体的対策及び実施状況についてお答えいたします。

まず、1点目の、3年間の滞納状況でございますけれども、平成16年度は、現年度分が2,428万4,657円、過年度分が6,762万3,803円、合計9,190万8,460円です。17年度は、現年度分が2,981万9,316円、過年度分7,131万6,420円、合計1億113万5,736円となっております。18年度は、現年度分が2,682万6,558円、過年度分7,176万6,018円、合計9,859万2,576円となっており、平成17年度に比べ、現年度は299万2,758円減少する一方、過年度分については44万9,598円増加している状況でございます。

2点目の、具体的対策についてでございますけれども、新規滞納者対策としまして、新たな滞納者を出さないための現年度対策、複数年高額滞納者対策としまして、分納管理と納付誓約、滞納処分の2つを柱として、年間スケジュールを作成し、取り組みを強化してきたところでございます。

3点目の、滞納整理の実施状況についてでございますけれども、新規滞納者対策については、日常の滞納整理とは別に、年末と年度末に市税、国保及び介護保険について、現年度を対象とし、一斉滞納整理を実施してございます。その結果を申し上げますと、年末一斉滞納整理については、12月12日から4日間、37名により604件を対象として行いまして、徴収額は350件、579万1,957円となっております。年度末一斉滞納整理については、5月10日から6日間、87名によりまして881件を対象として行いまして、徴収額は393件、569万3,330円となっております。

次に、複数年滞納・高額滞納者対策でございます。経済不況の中で納め切れずに税が累

積ってしまった滞納者については、生活実態を把握し、分納での納付を推進し、悪質な者には滞納処分等厳しく対応するとともに、どうしても納め切れない滞納者については、法に基づき欠損の処分をしているところでございます。

まず、滞納整理の実績を申し上げますと、職員が直接徴収したものでございますけれども、平成16年度は609件、1,093万3,800円、17年度は2,469件、3,416万9,250円、18年度は5,902件、7,340万6,125円、19年度については、既に3,517万1,521円を徴収してございます。

納付誓約につきましては、平成16年度は44件、4,308万6,648円、17年度は124件、6,100万1,317円、18年度は414件、1億9,247万7,763円、19年度につきましては189件、9,809万1,288円となっております。

次に、職員が滞納整理に出た件数についてでございますけれども、16年度が140件、17年度が590件、18年度が827件となっております。

次に、差し押さえの内容としましては、平成18年度において、不動産5件、742万7,900円、預金39件、161万1,940円、国税還付金9件49万3,982円、生命保険3件、85万4,421円、合計54件、1,038万8,243円でありまして、19年度についても、既に預金5件、78万2,289円の差し押さえを実施しているところでございます。

また、18年度においては、茨城租税債権管理機構のほうに33件、2,687万2,200円を移管したところでございます。

こうしました取り組みを行ってきた結果、市税全体の滞納繰越額の増加は、平成17年度の4,193万4,860円から1,053万1,009円と、3,140万3,851円を減少することができました。これは、計画的な滞納整理の成果と分析をしているところでございます。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 税収の確保の中で、国民健康保険税における滞納状況と具体的対策及び実施状況についてお答えをいたします。

最初に、過去3カ年におけます滞納状況としましては、平成16年度が、現年度分でございますが1億579万7,310円、過年度分につきましては2億4,272万454円、平成17年度でございますが、現年度分が1億1,538万2,700円、過年度分が2億6,984万6,583円。平成18年度におきましては、現年度分が1億702万7,434円、過年度分が2億9,132万4,204円となっております。

次に、具体的対策及び実施状況でございますが、国民健康保険は、被保険者が高齢者を中心とする無職者の割合が高い医療保険制度でございます。低所得者を中心に、保険税の滞納が発生しやすい状況でございます。また、中途退職者などの受け皿としての保険制度

でもあるために、これらの国保税の収納対策につきましては、極めて困難な状況もございます。

しかしながら、被保険者間の公平性の確保の観点から、各種対策を講じまして、個々人に合った納税対策に努めているところでございます。具体的に申し上げますと、滞納整理の実施でございます。2つ目には納税相談の実施、短期被保険者証の発行、国民健康保険資格証明書の発行、滞納管理システムの導入等の対策を講じております。これらを実施する中で、平成18年度の収納率につきましては、前年度と比較しまして、現年度分については0.66%増の93.75%、過年度分につきましては4.04%増の16.35%となっております。

なお、今後とも、臨戸訪問等を初め諸制度の活用を図りながら、収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 税収確保についての中の介護保険料の滞納状況等についてお答えいたします。

平成16年度、現年度分の滞納額は475万1,300円、滞納者数239人、収納率98.63%、過年度分の滞納額は312万7,340円、滞納者数154人、収納率21.06%で、催告書の送付1回、161件、督促状の送付7回、2,096件、電話による催告213回、滞納整理320件を実施しております。平成17年度、現年度分の滞納額は430万2,200円、滞納者数219人、収納率99.11%、過年度分の滞納額は382万3,000円、滞納者数187人、収納率19.10%で、催告書の送付1回、274件、督促状の送付7回、2,544件、電話による催告481回、滞納整理381件を実施いたしております。平成18年度、現年度分の滞納額は564万2,300円、滞納者数229人、収納率99.17%、過年度分の滞納額は348万7,200円、滞納者数166人、収納率20.75%で、催告書の送付1回、552件、督促状の送付7回、2,344件、電話による催告642回、滞納整理517件を実施しております。

なお、平成18年度から遺族年金、障害年金の受給者が特別徴収の対象ともなりました。

今後につきましても、年末、年度末の税務課と合同の滞納整理や、課独自の滞納整理、電話による催告、各種申請時において、介護保険法に基づく滞納による給付制限等の説明をするなどの納付指導を行い、さらなる滞納対策に取り組んでまいります。

次に、保育料の滞納状況等についてお答えいたします。

平成16年度、現年度分の滞納額は57万4,750円、滞納者数16人、収納率99.57%、過年度分の滞納額は351万1,960円、滞納者数43人、収納率10.46%、合計で、滞納額は408万6,530円、滞納者数59人、収納率97.00%。平成17年度、現年度分の滞納額は274万4,690円、滞納者数25人、収納率98.29%、過年度分の滞納額は342万6,440円、滞納者数44人、収納率16.15%、合計で、滞納額は



617万1,130円、滞納者数69人、収納率96.25%。平成18年度、現年度分の滞納額は142万5,130円、滞納者数23人、収納率99.07%、過年度分の滞納額は474万2,050円、滞納者数44人、収納率23.15%、合計で、滞納額は616万7,180円、滞納者数67人、収納率96.15%であります。

課題といたしまして、過年度分の解消、特に卒園者に対する徴収が課題と考えております。徴収対策につきましては、公平・公正を重視し、毎月定期的に戸別訪問、電話による催告、また保育園との連携を図り、保護者の生活状況等の把握を行いながら、生活困窮や悪質な滞納者に対する徴収方法等を工夫し、滞納整理に努めているところであります。

今後の対策としまして、現在徴収方法を、納付者に対して便利で負担軽減を図ることとして口座振替方式を採用しておりますが、現金納付と違い、滞納の温床とも考えられることから、在園する滞納者については、納入袋による現金納付に切りかえ、卒園者については戸別訪問の強化、勤務先のへ訪問等、徴収方法について研究・検討しながら、新規の滞納者を抑制し、過年度分の徴収に努めてまいります。

次に、難病患者に対する見舞金制度の創設についてであります。

本市においては、市議会採択請願に対して、平成12年5月25日付議長あてに、国や県の動向、県内各市の状況などを見きわめながら対処すると報告しております。また、難病患者に対して見舞金を給付している県内の市町村は26市町村であり、なお、水戸市を初め、隣接する市では、日立市、那珂市、常陸大宮市、高萩市は未実施であります。難病患者の経済的負担の軽減等生活を支援する福祉手当制度を、来年度から実施に向け具体的に検討してまいります。

さらに、日常生活を支援する居宅生活支援事業についても、各事業対象者の要望等を把握し、できる事業から取り組んでまいりたいと考えております。

次に、少子化対策についてのうち、いばらき子育て家庭優待制度への市としての連携と準備についてですが、連携としましては、カードの配布を市町村が学校や市町村の窓口で行うこととし、配布時期は10月10日ごろを予定しており、その準備として、対象世帯の報告締め切りが9月中旬ごろまでとなっており、確認後準備を進めているところでございます。

次に、市内企業との子育て支援企業の連携ですが、市の子育て対策として、次世代育成支援地域行動計画を策定し、これにより推進しているところでございますが、今まで企業との連携ということは行ってきませんでした。今後、どういったことが連携できるか調査・研究を行い、家庭の子育てに対し企業にも協力をいただき、仕事と育児が両立できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 初めに、税収の確保についてお答え申し上げます。

市営住宅使用料についてでございます。

まず、市営住宅の管理戸数でございますけれども、常陸太田地区につきましては、34団地509戸、同様に金砂郷地区、1団地10戸、水府地区、5団地64戸、里美地区、6団地56戸の、合計46団地639戸となっております。

過去3カ年の市営住宅使用料等の地区別の滞納状況についてでございます。平成16年度は、常陸太田地区で当該年度656万円、過年度557万円、金砂郷地区につきましては、当該年度、過年度とも滞納はございませんでした。水府地区で当該年度18万円、過年度の滞納はございませんでした。里美地区で当該年度203万円、過年度288万円。したがって、平成16年度は、当該年度合わせまして877万円、過年度は合わせまして845万円、合計の1,722万円となっております。

平成17年度でございます。同様に、常陸太田地区で当該年度が740万円、過年度932万円、金砂郷地区につきましては、当該年度、過年度とも滞納はございませんでした。水府地区で当該年度14万円、過年度3万円、里美地区で当該年度162万円、過年度481万円となっており、当該年度合わせて916万円、過年度合わせて1,416万円の、総合計2,333万円となっております。

平成18年度につきましては、常陸太田地区で当該年度700万円、過年度1,307万円、金砂郷地区で当該年度6万円、過年度はございません。水府地区で当該年度12万円、過年度6万円、里美地区で当該年度149万円、過年度606万円となっており、当該年度合わせて867万円、過年度合わせて1,919万円の、総合計2,786万円となっております。

次に、具体的対策とその実施状況についてでございます。まず、これまでも実施してまいりました夜間一斉滞納整理でございます。これは、1班2名の2班体制でほぼ毎月実施しており、今年度も継続して実施しているところでございます。今後は、連帯保証人への督促を行うため、滞納整理などと合わせて、入居者への通知を行っているところでございます。また、滞納整理要項の制定につきましては、県の要項でありますとか、他市の要項を参考に、転居、差し押さえ予告、強制執行などの手続の検討を進めているところであり、年内目途に作成してまいりたいと考えております。

次に、下水道使用料についてでございます。

下水道関連の使用料は、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽設置整備事業、地域下水道事業よりなっておりますので、合算いたしました数字でご報告申し上げます。

過去3カ年の使用料についての滞納状況についてでございます。平成16年度は、現年度分381万円、過年度分645万円、合計1,026万円、平成17年度は、現年度分396万円、過年度分904万円、合計1,300万円、平成18年度は、現年度分400万円、過年度分954万円、合計1,354万円でございます。

次に、具体的対策とその実施状況についてでございます。まず、滞納につきましては、多くは銀行口座の残高不足による口座引き落とし不可、または納め忘れ等ございまして、

これらを解消するために、督促につきましては年3回未納通知を発送し、再々振替通知まで実施してございます。また、年3回の全戸訪問を年4回に、年末に滞納世帯全戸訪問を実施しているところでございます。さらに、今後は、滞納整理計画表を作成し、毎月計画的に実施するとともに、夜間及び休日の戸別訪問を計画し、徴収率の向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、県道・市道の改良工事についてお答え申し上げます。

初めに、県道常陸那珂港山方線についてでございます。まず、県が整備を進めております木島橋の架設状況及びアクセス道路としての小島町地内の道路整備の見通しについてでございます。

これまで、市長を先頭に、国・県に対し鋭意要望してまいりました延長385.9メートルの木島橋は、昨年度末までに下部工の橋台2基と橋脚6基すべてが完成し、さらに今年度と来年度の2カ年で、上部工の橋げた等を竣工させまして、供用開始する予定となっております。

一方、議員ご指摘の木島橋から金砂郷地区へとアクセスする小島町内の現道につきましては、線形がクランクとなっており、大型車両等の交通に支障を来たすことが予想されますことから、円滑な交通確保のため、今年度、バイパスルート選定のための調査を行う予定となっております。

次に、三又交差点から湯けむりの郷に至る上宮河内及び下宮河内地内の整備状況についてでございます。湯けむりの郷に至る上宮河内地内の延長約800メートルの現道拡幅区間につきましては、県は用地の取得を既に完了しておりますことから、本年度、一部区間の工事に着手する予定となっております。また、県道常陸太田烏山線の三又交差点を含む下宮河内地内の延長約700メートル区間につきましては、地すべり危険箇所となっておりますことから、交差点の形状及び安全対策など、道路構造の検討を行っているところでございます。

次に、宮の郷工業団地から中利員町までの道路改良に対する認識と今後の取り組みについてでございます。この路線は、金砂郷地区を南北に縦貫し、常陸那珂港の整備効果を県北に波及させるための本市の広域的幹線道路として重要な路線となっているものでございます。

今後の取り組みでございます。これまで県では、木島橋の架設工事及び上宮河内、下宮河内地内の改良工事の早期完成に向けまして資金を集中してまいりました。このうち、木島橋につきましてはその供用が見えてまいりましたことから、今後は、議員ご指摘のこの区間の事業化に向けたルートの選定を強く県に要望してまいりますので、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、県道29号常陸太田烏山線、棚谷町地内の狭隘区間対策についてでございます。この区間につきましては、議員ご指摘のとおり交通安全を図る必要がありますことから、県におきましては、平成20年度に側溝にふたをした上で、路面を舗装するなどの対策工

事を実施する旨、協議が調ったところでございます。

次に、市道の高柿千寿線道路改良工事の経過と今後の具体的展望についてでございます。この路線は、高柿町の県道富岡玉造常陸太田線から入千寿まで3,740メートル区間を整備するもので、このうち下千寿から千寿公民館までの900メートル区間が、既に平成18年度までに完成してございます。残りの公民館から入千寿まで約1,200メートル区間につきましては、平成20年度から用地測量及び用地取得に着手し、国庫補助の事業として、早期完成に向け、その整備推進に努めてまいります。なお、県道から下千寿までの1,640メートル区間につきましては、事業進捗を見ながら検討してまいりたいと存じます。

最後に、県道和田上河合から南中学校までの狭隘道路となっております南中線の整備見直し及び幼稚園、小学校、中学校生徒の安全対策上の県道への信号設置についてでございます。この延長約400メートル区間のうち、南中学校から旧道までの170メートルの区間につきましては、平成19年度測量調査及び道路詳細設計を実施しておりますことから、引き続き、平成20年度から用地の取得に着手する予定となっております。また、旧道から東側の70メートル区間につきましては、延長が短いことから、平成20年度に用地の取得と工事をあわせて実施することとしてございます。さらに、東側の160メートル区間につきましては、今後の事業の進捗を踏まえ、検討してまいりたいと存じます。また、信号設置につきましても、既に県に要望し、現地調査を行ったところでございますことから、交通安全確保のため、再度県に設置要望を行ってまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 税収の確保に関連して、学校給食費未納に係る状況と対策についてお答えをいたします。

学校給食費の3年間の未納状況でございますが、平成16年度の現年度未納額29万1,460円、過年度未納額17万8,000円、合計46万9,460円、収納率99.81%でございます。続いて、平成17年度の現年度未納額40万3,400円、過年度未納額23万2,260円、合計63万5,660円、収納率が99.80%でございます。平成18年度でございますが、現年度未納額が64万1,540円、過年度未納額が31万4,860円、合計95万6,400円でございます。収納率が99.68%になってございます。

学校給食費の徴収につきましては、学校において、保護者から口座引き落としにより毎月徴収をしており、未納世帯については、学校長名で文書による催促、あるいは臨戸訪問により随時徴収に当たっているのが現状でございます。

今後の対策といたしましては、学校と連携を密にするとともに、学校長並びに給食センター長連名による催促状の発布、それから悪質未納世帯については、合同による滞納整理を計画的に実施、さらに保護者の理解を得るため、学校だよりや、あるいはPTA総会等で周知を図りながら未納世帯の解消に努めてまいります。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

水道部長（西野勲君） 税収の確保の中で、水道料金についてご答弁申し上げます。

初めに、水道料金の3カ年の滞納状況についてでございますが、上水道事業の19年度への繰り越した内容で申し上げますと、16年度分が303件、93万1,802円、17年度451件、169万727円、18年度1万6,911件、6,490万2,301円でございます。18年度分につきましては、太田地区の3月分1万4,453件、5,160万5,156円が4月末の納期となっているため、繰越額が大きくなってございます。なお、8月末現在で申し上げますと、18年度分の滞納額は826件、339万2,806円となっております。収納率で99.63%でございます。

次に、簡易水道事業の滞納繰越でございますが、18年度分が488件、183万4,193円、17年度分が324件、104万6,289円、16年度分が242件、96万5,841円でございます。

次に、具体的対策についてでございますが、未納者対策といたしまして、督促状、臨戸訪問、給水停止予告書、給水停止通知書などを送付しまして、早期徴収に心がけ、徴収率の向上に努めているところでございます。また、納付相談等を行い、確約書の提出をいただき、完納できるよう指導を行い、それでも納付されない方には、条例に基づき給水停止処分を行っているところでございます。

18年度の実施状況につきましては、督促、給水停止予告、給水停止通知などの文書による通知が73回で、4,851件に対し納入の催告を実施してきたところでございます。それでも、納入がされなかった方には、停水の執行を10回で131件に対し実施をしております。

今後につきましても、今まで同様に、公平・公正性を保つためにも、徴収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 4の環境バッグについてのご質問にお答えいたします。

最初に、市内の交付状況とその意義、意識づけの対策についてでございますが、今回の環境バッグにつきましては、常陸太田市街をきれいにする運動推進協議会の予算で、全戸配布をしております。この協議会は、昨年度まで町会長制度が未統一のため、変則的な支部を設立し、それぞれの予算に応じた活動内容であったことから、常陸太田地区が平成18年度、残る3地区が平成19年度と、環境バッグの配布時期が異なったものであります。なお、今年度5月総会において、町会を単位とする常陸太田市街をきれいにする運動推進協議会が誕生しておりますので、今後は、統一した事業展開が図れるものと思っております。

意義及び意識づけについては、地球温暖化防止対策など環境型社会形成に向けた取り組みの一環として、資源の有効利用とごみ減量化の観点から、レジ袋など削減運動の推進を図るため行ったものであります。

次に、これらの実施に伴う店舗等の事前連携ではありますが、この環境バッグの利用促進を図るため、6月初旬に、ごみゼロの日運動に合わせ、市内大型店のかわねやフェスタ店、マックスバリュー太田店の理解を得て、消費者団体等と一緒に店頭PR活動を行いました。その他の店舗等については事前連携はありませんでしたが、今後は、商工会等を通して、市内小売店に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、本市にはエコショップ制度がありまして、現在、5店舗を認定し、空き缶、空き瓶の店頭回収の実施などの協力を得ておりますが、認定対象項目に、レジ袋の削減のための買い物かごなど持参促進についてがありますので、特に中型店に、特典などを含めたエコショップ認定店へ働きかけを行ってまいります。

続いて、レジ袋の削減等検証については、里美地区の配布が7月下旬と大幅におくれましたことから、レジ袋の削減等検証の実施には至っておりませんが、店頭でのPR活動後はマイバッグ持参の方を時々見かけますので、その効果は出てきているものと思っております。

さらに、マイバッグ運動の推進については、先月「マイバッグを活用しましょう」のチラシを各戸配布したところですが、今後も、店頭でのPR活動を含め、地道な推進を図ってまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 4点のご質問がありました。順次お答えいたします。

まず、1点目の、改正消防法及び条例改正後の市民への認識浸透策と具体的対応状況についてでございますが、住宅用火災警報器等は、近年増加傾向で推移している住宅火災による死者数の低減対策として、平成16年6月に消防法が改正され、全国一斉一律の住宅に設置が義務づけられたところでございます。本市としましても、平成17年9月に常陸太田市火災予防条例の一部を改正し、設置義務化に伴う普及啓発活動を実施してまいりました。

具体的な対応策としましては、条例改正直後並びに新築住宅に対する義務化開始時期にあわせ、市広報紙及び市民生活ガイドに設置方法などを掲載し、周知を図り、また、火災予防に関心の高まる秋、春の火災予防運動に合わせ、継続的に市広報紙を活用し、設置推進を実施しているところでございます。また、秋、春の火災予防運動の一環としまして、不特定多数の方々が入り出る店舗の一角で住宅用火災警報器等設置推進リーフレットの配布、救急講習会を初めとする各種講習会並びに各事業所などで実施する消防訓練時においても設置推進リーフレットを配布しながら、直接市民に対し、住宅用火災警報器等の性能、効果等を広く認識していただけるよう取り組んでいるところでございます。さらに、

地域社会の安全安心のために、常日ごろから活動している消防団、あるいは婦人防火クラブに対しましても、住宅用火災警報器等の設置推進に対する連携・協力を確立しているところでございます。さらに、市の関係部課との連携としましては、保健福祉部、税務課に対し、住宅用火災警報器等の設置推進に対する協力をお願いしているところであり、常陸太田市まちづくり出前講座の有効活用、市民バス車内への設置推進ポスターの掲示など、関係部課に依頼しているところでございます。

当本部としまして、より多くの市民に住宅用火災警報器等の重要性を認識していただくように、関係部課との連携体制をさらに強化し、住宅用火災警報器等の設置推進施策の拡充を図りながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、2点目の、平成20年6月までの設置猶予を設けた既存住宅についての具体的展望でございますが、既存住宅に対する住宅用火災警報器等の設置猶予期間については、火災による死者の低減の目的からすれば、本来、新築住宅と同時期の平成18年6月1日とすべきところでございますが、設置義務化に伴う普及啓発を十分に図り、市民の理解を得た上で義務化することが適当であると考え、総務省消防庁から示されました原則どおりの2年間を設けたところでございます。また、既存住宅に対する設置義務化が開始するまで残すところあと9カ月でございますが、さきにお答えいたしましたとおり、住宅用火災警報器等の設置推進活動を積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、3点目の、市内の取り付け状況及び過去5年間の市内の火災発生状況についてでございますが、平成6年度からの消防事務委託締結期間を含む過去5年間の当市消防本部管内では、215件の火災が発生しており、種別ごとでは、建物火災が83件、林野火災が28件、車両火災が25件、その他の火災が79件となっております。平成14年には66件発生していた火災も、近年は減少傾向で推移し、昨年は32件と大幅に減少はしましたが、過去5年間において、高齢者を含む市民6名の尊い生命が住宅火災の犠牲となっております。また、全国の平成18年における火災の状況といたしましても、前年と比較し、出火件数、死者数、損害額等は減少しているものの、住宅火災による死者数が依然1,000人を大きく超えているということでございます。住宅防火対策の充実徹底が重要であると考えられております。

先ほどご質問のありました、当市における住宅用火災警報器の取り付け状況でございますが、個人の住宅における防火・防災対策は自助努力が原則であり、市民社会における自己責任の範囲内でございますので、設置義務化に伴い、届け出義務を課していませんし、未設置に対しましても罰則規定は設けられておりません。しかしながら、広く市民に対し住宅用火災警報器等の普及啓発活動を適正に実施していくためには、設置率を把握することも重要でございますので、税務課の家屋評価業務を初め関係部課に協力を依頼しながら、また、回覧板等を活用した無記名アンケート方式の採用を検討していきたいと考えております。

次に、4点目でございますが、当面の措置としての、70歳以上の高齢者だけで住む世

帯への配布設置についてでございます。全国において、放火、自殺者を除く住宅火災による死者数のうち、高齢者が占める割合が約6割で近年推移していることから、今後の高齢化社会の進展に伴い、さらなる危機感を抱いているところでございます。

そこで、高齢者世帯に対する住宅用火災警報器等の設置推進につきましては、地域福祉に献身的に活動されています各地区の民生委員の方々に、普及啓発活動に対する協力を依頼しているところでございます。また、高齢者世帯は、悪質な訪問販売業者にねらわれやすい傾向にありますので、被害に遭わないよう、予防対策の注意喚起もあわせてお願いしているところでございます。

なお、高齢者世帯に対する住宅用火災警報器等の配布につきましては、高齢者の負担を軽減すべきであると考えますが、消防法改正に伴い、国や県において新たな補助事業を設けていないというのが現状でございますので、従来より保健福祉部で所管されております高齢者日常生活用具給付事業の有効活用をお願いしているところでございます。

また、災害時の対策の1つとしまして、ひとり暮らしのお年寄りなどの安否を把握、支援するために、保健福祉部と連携協力して、ボタン1つで消防機関に災害通報できる緊急通報システムを平成3年から運用してございますし、一昨年には、80歳以上のひとり暮らし世帯を対象とした訪問防火診断を実施し、火災予防に関するポイントなどについて指導しているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 少子化についての中で、政策企画部関係のご質問にお答えをいたします。

少子化対策につきましては、総合計画の前期基本計画におきまして、今後5年間に緊急に力を注ぐべき施策の1つとして、ストップ少子化若者定住戦略を掲げております。この戦略では、結婚の推進事業を初め、地域ぐるみの子育て支援体制の強化、子育て家庭への支援の充実、働く場の創出として、工業団地への企業誘致の促進等の施策を掲げて推進をしております。

また、近年の少子化対策におきましては、ワークライフバランス、つまり仕事と生活の調和、これらの重要性が言われており、企業との連携等につきましては、先ほど福祉事務所長のほうからお答えをいたしましたけれども、行政と企業が連携をして子育て環境を整備していくということは、重要であるというふうに考えております。今後、本市の実情に合わせて、子育て環境の整備に向けた施策の検討をしまいたいというふうに考えております。

なお、本年度男女共同参画セミナーにおきまして、仕事と生活の調和による少子化への取り組みをテーマとしております。

次に、いばらき出会いサポートセンターとの連携でございますが、現在、市内では、マ



リッジサポーターが7名登録されております。今後も、サポーターの登録、それから結婚希望者のセンターへの登録を推進していくこととしております。なお、サポートセンターとの共催事業の開催につきましても協議をしているところでありますが、県北地区、あるいは県西地区におきましては、参加者が少ないということで、事業計画を中止せざるを得ないというような状況もあるということで、大変厳しい状況でございます。

また、市内の結婚推進事業につきましては、平成19年度から、従来の結婚相談員制度、それから結婚媒酌報酬金制度、これらの見直しをしまして、結婚対象者の視点から効果的な事業の展開が図られることができるよう、市内のNPO法人グリーンピュア常陸太田に事業を委託しております。本年度は、10月に愛の架け橋バスツアー、それから12月にクリスマスパーティーの開催を企画しております。この愛の架け橋バスツアーにつきましては、現在、参加者を募集しているところでございます。

次に、少子化対策を展望した企業誘致等についてのご質問でございますが、昨年度、企画課に専任職員1名を配置しまして、企業誘致活動を進めてまいりました。そして、ことしの4月に企画課の中に企業誘致推進室を設置しまして、2名体制とし、これまで以上に情報の収集と誘致活動の推進に取り組んでいるところでございます。これまで、常陸太田工業団地に、県内の企業2社の立地が決定しております。そして今月、ハイテクパーク金砂郷工業団地へ県外の企業1社の立地、それから既存企業の1社が増設を決定しております。これらの企業の立地に伴いまして、それぞれが操業したときには、合わせて50名以上の新規雇用が見込まれるというふうに考えております。現在も、具体的な立地に向けて、引き続き10社と交渉を行っておりますので、徐々に成果が出てくるものと考えております。

また、企業立地促進法に基づく協議会の設置についてであります。現在、茨城県と、本市を含みますひたちなか市以北の9つの市町村、商工会議所、商工会、大学の研究機関、こういったもので構成をします茨城県県北地域産業活性化協議会を11月に設置するというので、現在、協議・調整を進めております。

以上でございます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） ただいまそれぞれ詳細にご答弁をいただきました。行政の意思もおおむね酌み取ることができましたので、2回目は的を絞って、再度質問をしたいというふうに思います。

まず、税収の確保の問題でありますけれども、今回の収納体制の強化、いわゆる収納対策本部の設置等々については、おおむね理解をいたしました。私も期待をしております。そこで3点伺いたいと思います。

1つは、税収の確保の問題については、さきの監査委員の18年度監査指摘にもあるように、一般会計、特別会計合わせて収入未済額が、17年から18年となりますけれども、

12億1,600万円と前年に比して4,750万円の増加となっております。したがって、監査委員の方々から、収入未済額の解消は、自主財源の確保、市民負担の公正・公平の観点から極めて重要であるので、収入未済額が生じた場合の迅速な対応に努めるとともに、収納状況に応じた効果的かつ重点的な収納対策を講じられたいという監査委員の意見が付されております。それらも十分意識をした収納対策本部の本部会議、あるいは調整会議としていただきたいと、強くお願いをしております。

そして、2つ目でありますけれども、収納対策本部を運営していく上で重要なのは、チェック体制を有効に働かせ、的確な滞納事務処理に努めることだというふうに理解しております。私もいろいろリサーチをさせていただきました。いま一足りないのは、きのうもPDCAの話が沢畠議員のほうからありましたけれども、プラン・ドゥーまでは一生懸命やるんですけども、チェック・アクションがいま一不十分だろうと私は認識しております。したがって、計画をし、実施をして、その後、現状把握をして、善し悪しを十分チェックをする。そして、悪しものをしっかり対策を打つ、フォローをする、目的を持って取り組むということだろうというふうに思っています。したがって、そういう的確な事務処理に、ぜひご努力を願いたい。それには、把握、あるいは指導、指示がだれがどのように統括するのが極めて大事であります。その点についてお伺いをいたします。

3つ目が、先日、自治体財政の借金体質度合いを示す07年度実質公債費比率が公表されました。当市は、06年度13.4%から、07年度14.3%と悪化しております。現状と今後の改善見通しについてお伺いをおきたいというふうに思います。

難病患者に対するいわゆる見舞金制度、福祉手当制度でございますけれども、先ほどご答弁の中で、福祉手当及び居宅生活支援事業については、来年度から実施をしていただけるという結論づけをいただきました。関係者にとっても、一歩踏み出せるものというふうに考えます。関係者にかわってお礼を申し上げなければならんと、こんなふうに考えております。

3つ目は、県道・市道の道路改良について申し上げます。木島橋アクセス道路としての小島町地内道路は、現在クランク状態であります。木島橋の供用開始までに完成させることが、必須条件だというふうに認識しております。一方で、現在、県道までの取り付け道路が急ピッチで進められている反面、その先の道路に対する地元住民の認知がないわけです。したがって、1日でも早い地元住民等への対応をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目が、下宮河内地内の一部曲線の問題であります。約100メートルの危険箇所避難対策と、安全確保上の道路改良について申し上げます。17年3月議会において、私も提起させていただきました。そのときに、執行部のほうから、危険箇所、特に下宮河内地内の一部箇所について、退避場設置に関し、用地等地元の協力が整い次第、交通安全面を考慮して、土木事務所に働きかけるとしておりましたが、現状までの経過と今後の道筋をお示し願いたいというふうに思います。

3つ目は、特に宮の郷工業団地から中利員への道路改良に関してであります。平成14年11月の地元推進協議会の立ち上げ後、県土木部長への陳情、また、調査費要望書の提出など、地元住民の悲願はもとより、宮の郷工業団地の分譲促進にもつながる産業振興道路としても極めて重要な路線であり、市としてもその前提に立って対策強化を図るべきであると考えますが、いかがですか。

4つ目は、千寿線についてであります。1.5車線の問題も含め、市当局と地元住民との話し合い結果を前提に、速やかな整備促進が図られるという理解に立ってよろしいのかどうか、見解を伺います。

5つ目は、南中から旧道までの170メートル区間の中で、とりわけ県道から南中までの約100メートル区間については、現在、極めて狭い道路状況の中で、約350名の幼・小・中学生が、一定時間内に自転車を含まれ往来し、なおかつ、昨今は団地造成の業者トラックの出入りが大変多ございます。したがって、安全対策上1日も早い改良が待たれている状況にあり、前倒しの改良をすべきと考えますが、いかがですか。

続いて、環境バッグについてであります。本件については、資源の有効利用とごみ減量化、すなわちレジ袋の削減として、おおむね260万円かけて取り組んでいるものであり、その効果検証は、アンケート行動を含め行うべきと考えますが、いかがですか。また、ノーレジ袋デーの設定とあわせて、各地区大中規模程度の店舗等でのデモンストレーションを行うなど、その推進の充実を図ってはいかがでしょうか。そして、それらの検証の中から、マイバッグ、いわゆるオリジナルバッグ推進への展開検討をしていくことも必要ではないかと考えます。

次に、住宅用火災警報器の設置についてであります。当市においても、過去5年間で高齢者を含む6名の尊い命が住宅火災の犠牲になっていることとあわせ、改正消防法及び当市の火災予防条例の改正の指示を前提に、特に既存住宅への対応に当たって、各地の周知徹底はもとより、アンケート方式採用結果に基づく具体的チェック・指導体制の構築を求めているというふうに思います。また、市営住宅に対する取り組み状況についても伺いをしておきたいというふうに思います。

最後に、少子化対策についてであります。少子化対策に関しては、先ほどのご答弁にもありました。家庭を持ち、安心して、職場を持ちながら子供を産み育てることのできる環境づくりに向けて、市としても企業等との連携についての重要性、必要性について認識をし、今後、検討していく旨の答弁がございました。私は、近年の少子化対策において、極めて重要な位置づけになってきているのは、むしろワークライフバランス、いわゆる仕事と生活の調和、いわゆる企業にもご協力をいただき、仕事と育児が両立できる環境づくりだということふうに考えております。そういう意味で、ぜひ時間をかけずに調査研究を行い、その実現に向けて取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと存じます。今後の検討状況を重視していく考えも、あわせて要望しておきたいというふうに思います。

これで、2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 茅根議員の税収確保について、再度のご質問にお答えをしたいと思います。

3点ご質問がございました。1点目につきましては、平成18年度の決算にかかわりまず監査委員からの審査意見、さらには、収納対策本部を立ち上げて動かしていく上での活動内容を充実せよと、こういうお話でございます。

収納対策本部につきましては、先ほど言いました監査委員からのご指摘、あるいは、これを踏まえまして、本部長であります副市長を中心といたしまして、収納対策に当たってまいりたいというふうに思います。もちろん、1回目のご答弁で申し上げましたように、定例的なチェック体制といいますか、フォローアップ会議等を充実させまして、そこでの問題点等についてクリアにして、その対応策を整えながらやってきたいというふうに思うところでございます。

3点目の、実質公債費に関してでございますが、平成18年度の実質公債費比率につきましては、前年に比べまして0.9ポイント上昇いたしまして、14.3%となっております。この上昇しました理由でございますが、1つは、その分子となります一般会計の公債費、あるいは公営企業会計への公債費の繰り出しが増額になったこと、併せまして、これを割り返します分母のほうであります。標準財政規模が、普通交付税の減額によりまして減少したことによるものでございます。

なお、この実質公債費比率につきましては、3カ年間の平均値で公債費比率を算出いたしますことから、今後の見通しでございますが、実質公債費比率が高くなるピークといたしましては、平成20年及び21年度ごろというふうに、今、推測をいたしておるところでございます。きちっとした比率を申し上げておりませんのは、一般会計の予算等を組んでからでない、あるいは決算が出てからでないというところから、平成20年、21年度となる見込みであります。その背景といたしましては、平成19年度、本年度につきまして、この償還額のピークを迎えております。こういうことから、さらに実質公債費比率が上がっていくというふうに見込んでおります。

なお、このピーク時におきまして、どの程度まで上がるのかということ推計いたしておりますが、大体15.4%ぐらいまで行くのではないだろうかというふうに思うところであります。起債の許可制の基準であります18%まで行くことはございませんが、これから少しずつ上がっていく傾向にあります。そして、公債費につきましては、本年度、19年度がピークでありますので、これから徐々に下げていくという方向で、今、執行しているところでございます。

そのために、予算編成時等におきましては、新たな起債の発行を年間25億円程度に抑制する、言いかえますと、償還金、元金の80%以内をもって新たな起債をしていくということをしているところであります。引き続きこのことを実行すると同時に、長期投資

の多額を要します事業の精査，あるいは経費の削減，そういうことを進めまして，先ほど来ご質問のございました財源の確保とあわせまして，実質公債費比率の上昇を食いとめたいというふうに考えているところでございます。実質公債費比率につきまして，起債額がもとなるわけですが，公債費の起債残高を減らしていきたいという強い意志を持って，今，特に一般会計等の予算を編成しているという状況下でございます。

しかし，今後の大きな事業について申し上げますと，例えば衛生費におけますし尿処理に関する里美クリーンセンターの改築工事，あるいは教育費に関連します小中学校等の統廃合にかかわる費用，さらには，学校施設の耐震化の費用，そしてまた，特別会計，企業会計等に関しましては，上水道，あるいは簡易水道について，その基盤を，きちっと整備を整える必要がある。さらには，下水に関しましては，農集排事業等も含めて，これを整備していく必要がある。福祉の充実，あるいは安全の確保という点からも，生活基盤の整備はまだまだ進めなきゃいけないところがございます。これらがございますけれども，冒頭申し上げましたように，このバランスをよく考えながら，起債についても抑えながらやっていくつもりでございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

初めに，木島橋のアクセス道路に関する地元小島町への対応についてでございます。この道路は，とりわけ金砂郷地区の活性化のために重要な路線となっており，その整備に当たりましては地元の皆様のご協力が何よりも必要でありますことから，ルート確定後，速やかに地元との協議に入りますよう県に働きかけてまいります。

次に，下宮河内地内県道の避難対策等安全確保についてでございます。県では現在，現道拡幅区間の用地取得を進めておりますことから，地元の協力が得られ次第，待避所設置など，この区間の安全を確保するために必要な工事を早期に整備するよう，県に要望してまいります。

次に，宮の郷工業団地から中利員までの道路についての市としての対策強化についてでございます。この路線は，議員ご指摘のとおり，本市の重要な広域的幹線道路として，また地域振興を図るための重要な路線となっておりますことから，引き続き，事業化に向けルート選定を強く県に働きかけてまいります。

次に，市道千寿線の進め方についてでございます。1.5車線道路としての整備方針につきまして，地元のご理解を賜りましたことから，用地の取得などご協力をいただきながら，早期完成に努めてまいります。

次に，市道南中線の進め方についてでございます。南中学校から旧道までの170メートル区間につきましては，通学道路にもかかわらず，現在歩道がない状況となっておりますことから，交通安全確保のために，優先区間として，地元の用地の協力をいただきながら，平成21年度の早期の工事着手について検討してまいりたいと思います。

最後に、市営住宅における火災警報器の設置状況についてでございます。市におきましては、常陸太田市火災予防条例に、平成20年5月までに火災警報器を設置することが定められておりますことから、建てかえ予定の磯部町団地と、老朽化が進み、撤去が予定されております新宿町団地1を除く44団地につきまして、昨年度と今年度の2カ年で設置を完了することとしてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 環境バッグについて、2回目3点のご質問がありましたので、お答えいたします。

最初に、削減等の検証についてであります。その費用対効果を考えますと、当然にその削減等を検証すべきものと考えておりました。店頭での実態調査やアンケート調査を年度内に計画しているところでございます。

2点目の、ノーレジ袋デーについてであります。先ほど、店頭でのPR活動を行う旨を答弁いたしました。現在、国及び県において、改正容器包装リサイクル法が施行されたこの時期をとらえ、販売店、各市町村民会議、消費者団体等の協力を得て、地球温暖化防止とごみ減量化のため、マイバッグ運動を県内全域で一斉に展開する計画をしておりますことから、国・県と連携を取り、地元関係機関や団体の協力を得ながら、市民ぐるみの推進を図ってまいります。

3点目の、オリジナルバッグの推進への展開検討についてであります。つい最近のマスコミ報道を見ますと、一流ブランドメーカーのエコバッグ参入で100万個の売り上げなどの課題がありますが、これら婦人層のオリジナル性とファッション性を求める心理などを分析しながら、手づくりマイバッグ運動など、推進内容を検討しながら対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 再度のご質問にお答えいたします。

アンケート方式採用結果に基づく具体的チェック・指導体制の構築についてでございますが、住宅用火災警報器等の設置推進を図る上において、設置状況の把握は特に重要であると考えております。新築住宅に対しましては、建築基準法に基づく確認申請の審査項目の中に、住宅用火災警報器等が追加されておりますので、消防機関のみならず、他の行政機関においても設置推進が図られておりますが、既存住宅に対しましては、あくまでも市民の自助努力によるものであることから、設置推進に苦慮しているところでございます。

現在、検討しておりますアンケートの実施方法につきましては、回覧板等の有効活用を初めとしまして、地域に密着活動をしております消防団、または婦人防火クラブによる訪

問式アンケート調査も含め、最も有効である施策を検討してまいります。

また、具体的なチェック・指導體制の構築につきましては、住宅用火災警報器等の重要性を認識していただけるよう即応事例を広く紹介し、設置推進広報活動を実施、充実させながら、隔年実施しておりますひとり暮らしの高齢者宅防火指導を有効に活用し、さらに、地域消防団及び婦人防火クラブ員などとの連携強化によるチェック・指導體制を構築させ、住宅用火災警報器等の普及促進に万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） ただいま2回目の答弁を踏まえ、おおむね理解ができる状況でございます。従いまして、2点要望をして、質問を終わりたいというふうに思います。

まず、県道・市道の改良問題についてであります。一般的に、前進的方向だというふうに理解をいたしました。特に安全安心のまちづくりの観点から、交通安全対策上、真に必要な道路改良については、早期整備に向けて、地元の対応を含め、最大限の努力を重ねてお願いをするものであります。

2つは、税収の確保の問題についてであります。ご承知のとおり市民の中には、例とて言えば、85歳になるおじいちゃん、おばあちゃんが、国民年金をもらう人、もらわない人、いるでしょうけれども、年間4万数千円の介護保険料を大変な思いをしてお支払いをいただいていると、こういうことも事実であります。したいがままにして、特に悪質・常習・高額滞納者に対する滞納整理とその収納対策本部は、先ほども申し上げましたが、統括指導指示、これを具体的にどのようにするかにかかってくるというふうに思います。チェック体制を有効に働かせて、的確な滞納整理となるよう、ご努力を願いたいというふうに思います。特に、市営住宅料及び駐車場使用料については、監査委員の指導もあったように聞いております。この問題も重要課題というふうに認識をし、対応していただきたいというふうに思います。

この点を2点、重ねてお願いをして、私の一般質問を終わりにします。大変ありがとうございました。